

札幌市立手稲中学校いじめ防止基本方針 【本編】

令和8年5月18日

はじめに

いじめは、すべての生徒および学校で起こり得る深刻な問題です。被害を受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の安全や健全な発達への重大な影響を及ぼします。

いじめ防止対策推進法第23条は、学校が主体となり、法的責任のもとでいじめの防止、早期発見、適切な対応を組織的に行う責務を明確に定めています。いじめは、個々の教職員の努力だけで防止・解決できるものではなく、学校全体としての体制整備と継続的な取組が不可欠です。

本校は、同法および札幌市の「いじめ防止等のための基本的な方針」、「人間尊重の教育ガイドライン」の趣旨を踏まえ、いじめを許さない学校づくりと、被害生徒の安全と尊厳を最優先に守る対応を行うため、本基本方針を定めます。

1. いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校の同じ集団に属する者等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であり、その対象となった児童等が心身に苦痛を感じているもの」と、いじめ防止対策推進法第2条に定義されています。

本校では、行為者の意図の有無にかかわらず、被害を受けた生徒が苦痛を感じている場合は『いじめ』として認知し、法に基づき対応します。

【具体的ないじめの例】

- ・言葉による侮辱、脅迫、悪口、冷やかし
- ・仲間外れや無視
- ・体への暴力や暴力的なふるまい
- ・金品の強要、盗難、破壊行為
- ・危険行為の強要
- ・SNS等による誹謗中傷

2. いじめ防止の基本的な考え方

本校は、いじめ防止対策推進法第23条の趣旨に基づき、学校としての責任のもと、組織的かつ継続的にいじめ防止に取り組みます。また、いじめへの対応は一時的な措置にとどめず、状況の変化に応じて見直しを行いながら、継続的に実施します。

(1) 未然防止（予防）

・生徒が安心して過ごせる人間関係と学校環境を整えることを最優先とします。特に、見えにくい不安や困難を抱える生徒、声を上げにくい生徒を含め、誰もが安心して過ごせる環境づくりを進めます。

・教職員は日常的な関わりを通して、生徒の変化や見えにくい不安・困難に気付ける関係づくりに努めるとともに、生徒が安心して相談や助けを求めることができる環境づくりを

進めます。

(2) 早期発見・早期対応

- ・いじめの兆候を見逃さず、疑いの段階で速やかに組織的対応を開始します。
- ・被害生徒の安全確保を最優先とし、迅速な対応を行います。

(3) 継続的な支援と見守り

- ・一時的な解決にとどめず、被害生徒への支援、加害生徒へ指導を行います。
- ・家庭・関係機関と連携し、再発防止に取り組みます。

3. いじめ対策組織

(1) いじめ対策委員会（常設）

- ・【構成】：校長（責任者）、生徒指導主事（委員長）、教頭、主幹教諭、学年代表、特別支援学級代表、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー。

※委員長の判断により、必要に応じて他の教職員等を加えることができます。

※校長は本委員会の統括責任者とし、不在時は教頭が代理を務めます。

- ・【役割】：月2回、生徒指導連絡会と併せて開催し、情報共有・対応方針の確認・環境整備・啓発活動・年間計画策定などを行います。
- ・いじめの「認知」については、実務部会（初期対応を担う管理職による組織）またはいじめ対策委員会が事実確認を行い、校長が最終的に認知の決定を行います。
- ・被害生徒の安全確保、関係者対応、学校全体の指導方針について協議し、組織的かつ計画的な対応を図ります。

(2) 実務部会

- ・【構成】：校長、教頭、生徒指導部長。
- ・【役割】：初期対応の迅速化、調整、実務処理を担当し、いじめの認知に係る事実確認および判断案の作成を行います。

実務部会は、緊急性の高い事案において迅速な判断と初期対応を行うため、管理職を中心に構成されています。なお、実務部会による判断は初期的なものであり、いじめの最終的な認知の決定は校長が行います。

(3) いじめの「認知」について

いじめの認知は、学校が法に基づき正式な対応を開始する重要な判断です。

- ・情報の出所を問わず（生徒・保護者・匿名等）、疑いがあれば速やかに検討。
- ・被害生徒の訴えを最優先に、客観的事実を踏まえて判断。
- ・認知後は、第23条の趣旨に基づき、学校として責任ある対応を継続的に実施します。

4. いじめの未然防止

(1) 安全で開放的な環境づくり

- ・校内の危険箇所を点検し、見守り体制を強化。
- ・自然な交流促進とルールの明確化・徹底。

(2) 人権教育と心の成長支援

- ・人権尊重の授業、自己肯定感育成、コミュニケーション能力向上の活動実施。

(3) 生徒主体の活動促進

- ・いじめ防止委員会、生徒会、ピアサポート活動を活用。

(4) 保護者・地域との連携

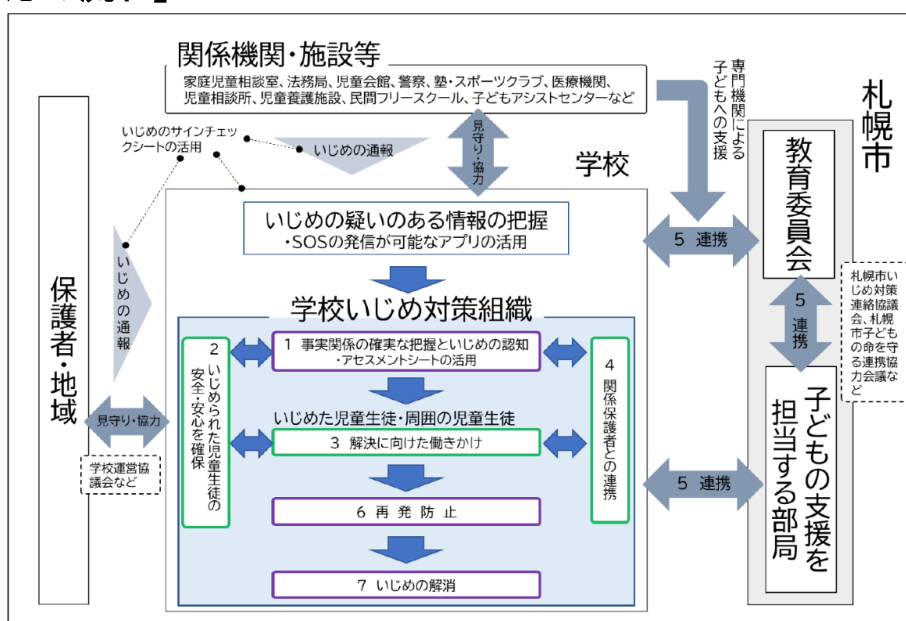
- ・情報提供や協力依頼、地域住民・関係機関との連携強化。

5. いじめの早期発見

生徒の変化や不安のサインを見逃さず、次の方法で早期発見に努めます。

- ・教職員による細やかな観察と信頼関係の構築を通して、表面化しにくい不安や孤立感にも目を向けます。
- ・定期的なアンケートの実施・分析と迅速なフォロー。
- ・相談窓口（教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）の設置と周知。
- ・匿名相談の受付、外部いじめホットラインとの連携による24時間体制での相談可能の周知。
- ・いじめ疑い情報の迅速な共有と緊急対応体制の確立。
- ・共有は関係教職員に限定し守秘義務を徹底。

【発見・対応の流れ】



6. いじめ認知後の対応

いじめを学校として「認知」した場合は、速やかに対応を開始し、被害の拡大防止と被害

生徒の安全確保を最優先に行います。対応は事案の内容や当事者の状況に応じて柔軟かつ個別に実施します。

(1) 情報収集と報告

- ・教職員、生徒、保護者からの報告、アンケート結果、日常観察、匿名相談など多様な手段で情報を集めます。
- ・いじめの疑いがある場合は、速やかに実務部会またはいじめ対策委員会に報告し、状況に応じていずれかが認知を判断します。判断後は、記録・保護者連携等の対応を正式に開始します。

(2) 初期対応

- ・被害生徒の安全確保と心理的サポートの実施。
- ・加害生徒への指導と関係性の調整。
- ・保護者への事案説明と協力依頼。
- ・情報共有の制限と守秘義務の徹底。

(3) 事実確認調査

- ・公正かつ慎重な立場で関係者の聞き取りを行い、必要に応じて外部専門家や関係機関の支援も活用します。
- ・調査記録は、原則として1年間保存します。ただし、重大事態に該当する場合や、教育委員会が関与する事案については、関係法令・指導に基づき、3年間以上保存します。
- ・重大事態が疑われる場合は教育委員会に速やかに報告し、第三者調査機関と連携します。

(4) いじめアセスメントシートの活用

- ・いじめの形態、頻度、被害の程度、被害者・加害者の状況、関係者との連携状況、早期対応の可能性を総合的に評価し、対応方針を策定します。

評価項目	内容の例
いじめの形態	直接的暴力、言葉の暴力、仲間はずし、SNSでの誹謗中傷など
いじめの頻度	単発か継続的か
被害の程度	身体的・心理的影響の重さ
被害者の状況	心理的影響、身体的影響、生活への支障
加害者の状況	いじめの認識、反省の有無、家庭環境など
関係者との連携状況	保護者や周囲の教職員との連携、支援
早期対応の可能性	迅速に解決できるか、専門機関の介入が必要か

(5) 対応方針の策定と実施

- ・被害生徒の支援と加害生徒の指導を両立させる計画を立て、必要に応じて関係機関と連携します。

7. 再発防止

- ・いじめ根絶といじめを許さない学校文化の醸成。
- ・問題の背景分析に基づく環境・指導の改善。
- ・被害者・加害者双方の心身のケアの継続。

具体的な取り組み

- ・定期的な生徒状況確認と迅速対応。
- ・コミュニケーション促進や理解深化の教育活動。
- ・生徒一人一人が安心して参加できる授業づくりや集団づくりを通して、再発防止に取り組みます。
- ・教職員の資質向上（研修強化）。
- ・保護者との連携強化。

再評価と見直し

- ・いじめ対策委員会が再発防止状況を定期評価し、改善策を年度計画に反映。
- ・全教職員・生徒にいじめの防止意識を共有し、行事等で啓発。
- ・いじめの未然防止から事後対応までの全過程において、PDCAサイクルに基づく継続的な見直しを行い、実効性ある対策を更新。

8 いじめの解消

いじめが解消されたと判断できる場合でも、被害生徒の意思を尊重し、支援の継続については柔軟に対応します。

いじめの「解消」と判断する要件

以下の要素を総合的に評価し、いじめが解消されたと学校が判断します。

1. いじめ行為が明確に停止していること

- ・被害生徒および周囲の証言や観察等により、加害行為が継続していないことが確認されている。

2. 被害生徒が安心して学校生活を送れていること

- ・登校状況、心理状態、友人関係、授業参加の様子などから、以前に比べて安定した学校生活が見られる。

3. 加害生徒が反省の意を示し、行動改善がみられること

- ・本人の態度や言動、保護者との協力のもとでの継続的な指導により、再発の兆候が見られないこと。

4. 第三者（スクールカウンセラー・外部専門家等）の助言により、解消と判断できること

- ・いじめの解消の判断にあたっては、必要に応じてスクールカウンセラーや外部専門家等の第三者の助言を求め、客観的な視点に基づいた判断を行います。

5. 一定期間、再発が見られないこと（概ね3か月以上）

- ・当該いじめ行為が終了して以降、被害者・加害者間に新たなトラブルや不安訴えが生じていないこと。

これらの条件がすべて満たされることを原則とし、いじめが解消されたと判断した後も、被害生徒の安全と安心を確保するため、継続的な見守りと必要な支援を行います。

9. 重大事態への対応

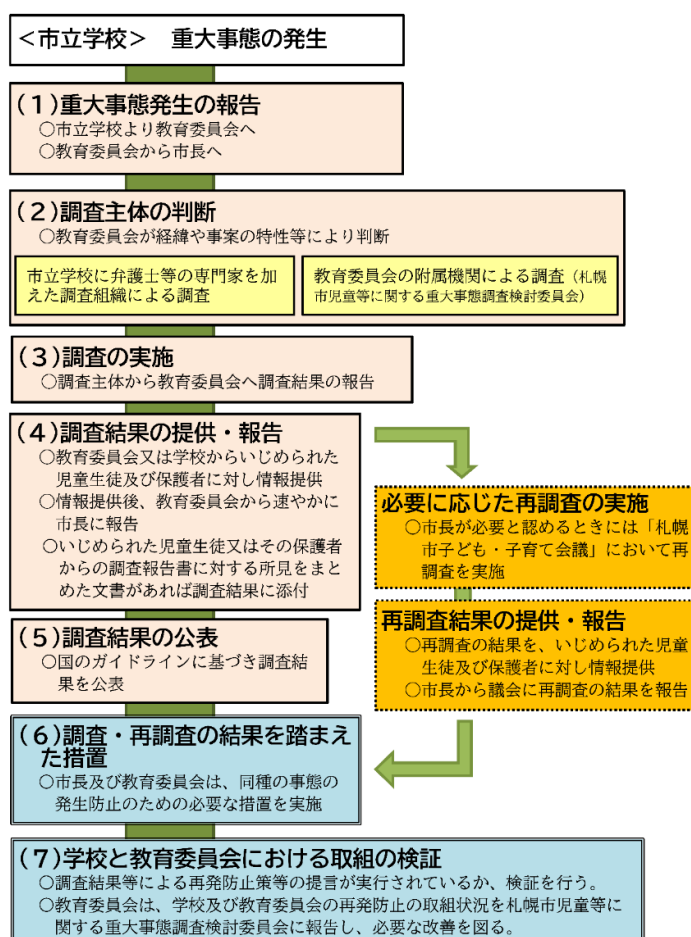
いじめにより以下の重大事態が発生した場合は、関係保護者に誠実かつ丁寧に説明し、必要な対策と支援を講じます。

- ・被害者が心身に重大な被害を受けた。
- ・被害者が相当期間学校を欠席。
- ・生命の危険または自死に関する事態発生。

対応手順

- ・学校は速やかに教育委員会へ報告します。
- ・教育委員会は必要に応じて第三者機関を設置し、公正かつ中立な立場から事実関係を調査します。
- ・事実関係明確化と再発防止策提示。
- ・調査記録などは3年間保管し、第三者機関へ提供できるよう整備。
- ・調査結果は本人・保護者の同意のもと匿名で公表し説明責任を果たします。

いじめ防止対策推進法における重大事態発生後の対応フロー



10. 保護者・地域との連携

- ・保護者・地域社会と連携した予防啓発活動を推進。
- ・情報提供と相談体制の整備。
- ・学校運営協議会で意見反映と信頼関係の構築。

11. その他

- ・必要に応じて学識経験者・専門家の意見を反映し、常に改善を図ります。
- ・学校は、いじめ防止対策推進法及び札幌市の基本方針に基づき、教育的配慮と法的責任の双方を踏まえた対応を行います。
- ・いじめの認知後は、学校として正式な対応を開始し、関係者への説明、記録の保存、教育委員会をはじめ関係機関との連携を図ります。

<参考>

- ・いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)
- ・文科省「学校における自殺予防教育導入の手引き」(H26.7)
- ・文科省「いじめ防止基本方針(令和元年改定)」
- ・札幌市教育委員会「いじめの未然防止」
- ・札幌市教育委員会「人間尊重の教育ガイドライン」(令和5年改訂)
- ・札幌市いじめの防止等のための基本的な方針(最新版)
- ・文科省「生徒指導提要」(R4.12)

手稲中学校いじめ対策委員会 年間計画

	主な取り組み	主な内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回いじめ対策委員会 ・全体研修 ・性の多様性に関する道徳 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間計画の確認 ・手稲中学校いじめ防止基本方針の確認、交流
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域への働きかけ ・教育相談活動① 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営説明会、HP等で手稲中学校いじめ防止基本方針についての周知
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS道徳 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談アンケートの取り組み、相談活動 ・インターネットに係るいじめについての全校道徳
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめ対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状把握と交流(学校が認知したいじめの状況報告①:市教委)
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・「命を大切にす月間の取り組み」 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ撲滅標語作り ・生活委員会によるいじめ撲滅標語の掲示物作成
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回いじめ対策委員会 ・「悩みやいじめアンケート調査」 ・教育相談活動② 	<ul style="list-style-type: none"> ・「悩みやいじめアンケート調査」の取り組み、教育相談を基にした現状把握、交流、対策検討 ・教育相談アンケートの取り組み、相談活動
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回いじめ対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状把握と交流(学校が認知したいじめの状況報告②:市教委)
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回いじめ対策委員会 ・全体研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価を基にした1年間の取組の反省、交流(学校が認知したいじめの状況報告③:市教委) ・手稲中学校いじめ防止基本方針の見直し、検討

※年間を通して生徒指導連絡会を開催し情報交流を行う。(隔週で行う。)

※教育相談活動およびアンケートは、年間を通して計画的・継続的に実施する。